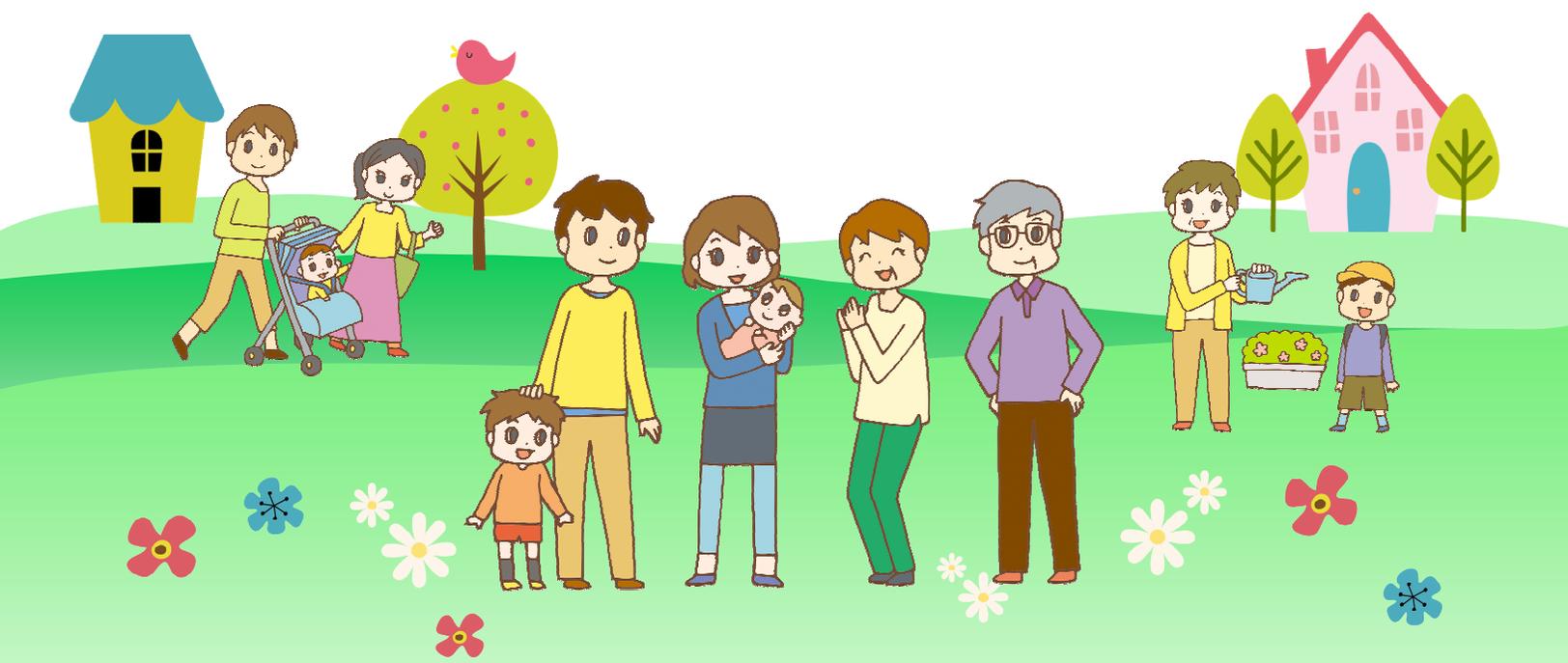


おかざきっ子 育ちプラン

岡崎市子ども・子育て支援事業計画



計画策定の目的

安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざして、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視した環境整備を図ることを目的に策定するものです。

計画の対象

本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）です。

計画の期間

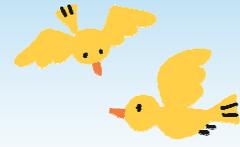
平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

平成27年3月

岡崎市

[平成29年11月一部改訂]

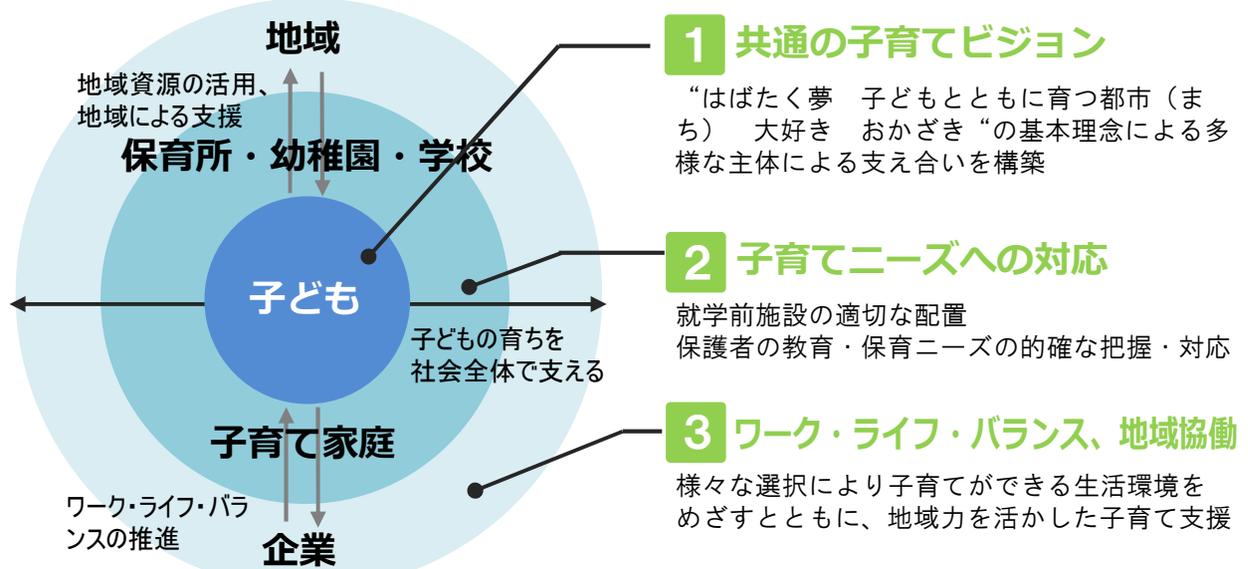
推進体制



地域における子育て支援の推進

行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりをめざします。

当事者の目線に立った支援環境



計画の点検・評価

「岡崎市子ども・子育て会議」を評価期間として位置づけ、各年度における各事業の実施状況を点検・評価し、事業の実施状況を公表するなど、計画的な進行管理と事業の改善を行います。



岡崎市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：岡崎市

編集：岡崎市こども部こども育成課

所在地：〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL：0564-23-6820

FAX：0564-23-6833

発行年月：平成27年3月

子ども・子育て支援新制度 ってなあに？

平成 24 年 8 月、わが国の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。（※）

この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に本格スタートします。



子ども・子育て支援新制度のポイント

- 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」を普及！
- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会に！
- 子育て支援の量の拡充と質の向上！
- 自宅で子育てをされている方も含めて、地域の子育てをしっかりと支援！

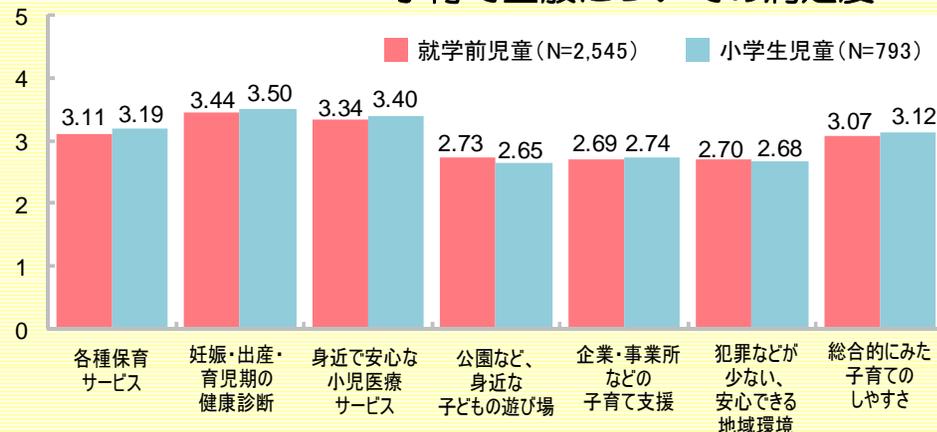
※子ども・子育ては医療・介護・年金等とともに、社会保障分野のひとつに位置づけられました。

子ども・子育て支援新制度では、消費税増税分を活用して、子育てを社会全体で支えます。

岡崎市の子ども・子育ての状況は？

(点)

子育て全般についての満足度



子育て世帯を対象に実施したアンケート結果に対して次のように点数化し、「不明・無回答」は除いて就学前児童、小学生別に平均得点を算出した。点数が高い程満足度が高いことになる。

区分	点数
満足	5
まあ満足	4
普通	3
やや不満	2
不満	1

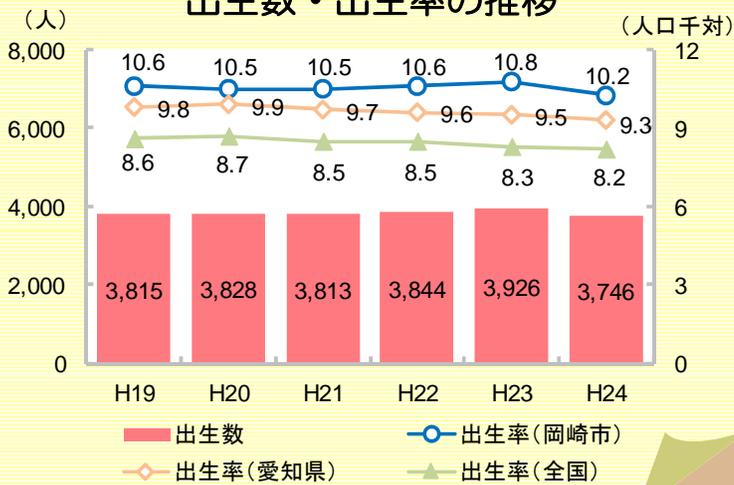
妊娠や出産、子育てをするときの健康管理について満足度が高いね。



近くに安心して遊べる場所がもっとあるとうれしいな！



出生数・出生率の推移

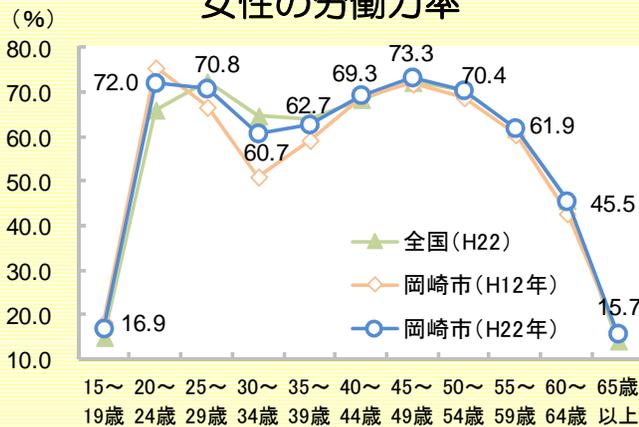


毎年産まれる子どもの数は、愛知県の中でも多い方だけれど、減り始めているのかな。子どもが欲しい人は多いと思うから、産み育てやすい環境になるといいね。



働く女性は増えているけれど、働き盛りのときに辞めてしまう人もまだまだ多いなあ…。私も将来は働きながら子育てをしたいけれど、どんな支援があればいいだろう。

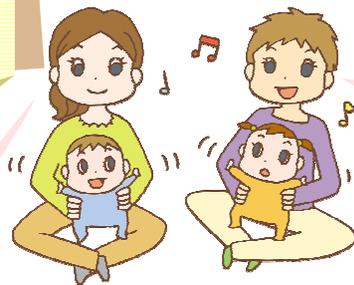
女性の労働力率



妊娠・出産・子育てを通じて困ったことや悩んだこと

- 1位 子どもの育て方やしつけ方
- 2位 子どもの生活習慣(食事など)
- 3位 子どもの健康

パパと協力しながら子育てができると、とっても心強いよ。



子育てについて身近に相談できる場所があると安心できるね。

⊗ 岡崎市でも、少子化・女性の社会進出など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。
 このような状況に対応するため、「**岡崎市子ども・子育て支援事業計画**」を策定しました。



計画の概要



計画の基本理念

子どもの幸せを第一義として、子どもと子育て家庭を支援する環境を整備していくことが重要であることから、基本理念を以下のように定めます。



はばたく夢 子どもとともに育つ都市
大好き おかざき

まち



計画の構成

この計画は、「子ども・子育ての環境整備」と「子ども・子育て支援施策の展開」の2つで構成されています。

子ども・子育ての環境整備

現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を考慮し、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制について確保の内容と実施時期を定めています。

子ども・子育て支援施策の展開

基本理念である「はばたく夢 子どもとともに育つ都市（まち） 大好き おかざき」の達成をめざし、5年間の計画期間で展開していく、本市の子ども・子育て支援についての具体的な取り組みを示します。

地域子ども・子育て支援事業

	H25		H31		
	利用実績		見込み量	確保量	過不足
時間外保育事業（人）	2,000		2,417	3,362	945
一時預かり事業	幼稚園（人日）	122,200	176,883	244,595	67,712
	保育園（人日）	5,528	5,689	18,720	13,031
地域子育て支援拠点事業（人日）	166,101		200,388	200,388	0
利用者支援事業（箇所）	—		6	6	0
病児・病後児保育（人日）	8		288	2,080	1,792
ファミリー・サポート・センター	就学前（人日）	3,761	6,208	6,208	0
	小学生（人日）	1,566	2,175	2,175	0



提供体制の考え方

主な整備計画

時間外保育事業 実施園 36 → 42 園に拡大 地域子育て支援拠点事業 つどいの広場を1箇所新設
利用者支援事業 総合子育て支援センターで実施

子ども・子育て環境の整備



保育・教育事業

認定の区分と提供施設

新制度では、3つの区分の認定に応じて幼稚園や保育所、認定こども園などの利用先が決まってきます。

1号

3～5歳で
保育の必要性のない子ども
(認定こども園・幼稚園)

2号

3～5歳で
保育の必要性がある子ども
(認定こども園・保育所)

3号

0～2歳で
保育の必要性がある子ども
(認定こども園・保育所・地域型保育)

	H25 利用実績
1号(3-5歳)※1	5,708
2号(3-5歳)※2	4,945
3号(1・2歳)	1,751
3号(0歳)	216

H31		
見込み量	確保量	過不足
5,654	6,003	349
5,024	5,738	714
2,073	2,267	194
229	280	51

※1 2号認定の教育ニーズを含む

※2 教育ニーズを除く

提供体制の考え方

既存の保育所の建替えにともなう定員増や、公立幼稚園の認定こども園への移行等により、今後の見込み量に対する提供体制を確保します。

		H25 利用実績
放課後児童健全育成事業	低学年(人)	1,829
	高学年(人)	218
子育て短期支援事業(人日)		91
乳児家庭全戸訪問事業(人)		3,157
養育支援訪問事業	専門職訪問(世帯)	7
	ヘルパー派遣(世帯)	5
妊婦に対する健康診査(回)		49,998

H31		
見込み量	確保量	過不足
2,581	3,249*	0
668		
	90	—
	3,111	—
	16	—
	7	—
	49,000	—

※放課後子ども教室対応分 389 人を含む

放課後児童健全育成事業

- ・放課後児童クラブを 17 箇所整備
- ・放課後子ども教室を全 47 小学校区で実施
- ・相互の連携により放課後の児童の居場所を確保

子ども・子育て支援施策の展開



1 地域における子育て支援

親が子どもに対する愛情と、子育てに関する正しい知識を持ちながら子育てできるように、様々な担い手により子どもの育ちや子育て家庭を支援します。

推進施策

- (1) 総合的な子育て支援の充実
- (2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- (3) 親育ちの支援
- (4) 保育サービスの充実



2 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進

多くの保護者は、妊娠や出産、子育てを通じて様々な不安を感じています。母子保健事業や思春期保健、小児医療などを総合的に進め、安全・安心な出産、乳幼児期からの健やかな育ちを支援します。



推進施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生活や学びの基礎を培う幼児期からの教育や、様々な体験活動の機会を提供します。

推進施策

- (1) 子どもの健やかな体づくり
- (2) 乳幼児期の養育の充実
- (3) 人間性・社会性を育む体験活動の推進
- (4) 生きる力を育む教育の充実
- (5) 持続可能な開発のための教育（ESD）の充実



4

子育てを支援する生活環境の整備

子どもを産み、育てやすい環境づくりのため、子育て家庭にやさしいまちづくり、子育て家庭への経済的援助、子どもの居場所づくりなどの施策を総合的に進めます。



推進施策

- (1) 子どもの居場所づくり
- (2) 良質な住宅・居住環境の確保
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 子育て家庭の経済的負担の軽減

職業生活と家庭生活との両立の推進

男女ともに仕事と家庭の調和のとれた生活を送ることができるよう、働き方の見直しについて啓発を行うとともに、保育サービスをはじめとした仕事と子育ての両立を支援するための基盤整備を進めます。

推進施策

- (1) 仕事と生活の調和の実現
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備



5

6

子どもの安全の確保

子どもが健全に育っていけるよう、子どもを対象とした犯罪被害の防止や交通安全の確保、いじめや不登校への対応など、子どもの安全を保障するための取り組みを進めます。

推進施策

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり
- (3) いじめや不登校などの児童生徒への対策の充実



困難を抱える子どもや保護者へのきめ細かな取り組みの推進

離別や死別によるひとり親家庭、定住外国人、障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実を図ります。

推進施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 子どもの貧困対策の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 定住外国人の子どもに対する支援の充実



7